

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

☎ 健康福祉課 ☎27-0175

対象者…令和7年1月1日において神戸町にお住まいの方で、次のⅠまたはⅡに該当する方

Ⅰ 令和5年分の所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したこと等により、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方。（差額支給）

対象となりうる方の例

<p>(例1) 令和5年分の所得に比べ、令和6年分の所得が減少した場合（世帯主・配偶者・子ども1人の3人世帯の場合）</p> <p>令和5年分所得 > 令和6年分所得</p>  <p>調整給付 30,000円 → 調整給付(実績) 45,000円</p> <p>差額の2万円を不足額給付として給付 ※端数は1万円単位切り上げ</p>	<p>(例2) 子どもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加した場合（子どもが産まれたことで、扶養家族が増加した場合の計算）</p> <p>調整給付金 算定時 < 不足額給付金 算定時</p>  <p>調整給付 30,000円 → 調整給付(実績) 60,000円</p> <p>差額の3万円を不足額給付として給付 ※端数は1万円単位切り上げ</p>
---	---

※所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または令和6年の合計所得金額が1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりません。

Ⅰに該当する方は8月頃をめどに確認書を発送しますので、届いた方は返信をお願いします。給付は9月中旬からの予定です。

確認書・申請書による提出期限

令和7年 10月31日（金）必着

町が受理した日から20～30日後を目安に支給します。

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご確認ください

給付金・定額減税一体措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)



▲HP

Ⅱ 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付[※]の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方（1人あたり原則4万円の定額支給・令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円の支給対象）

対象となりうる方の例

(例3) 課税世帯に属している事業専従者（青色・白色）の方

納税者である個人事業主の個人商店を手伝う事業専従者（税法上、配偶者控除・扶養控除の対象とならない方）であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）方であり、世帯内に納税者がいるため、低所得世帯向け給付の対象ともならない方。

(例4) 課税世帯に属している合計所得金額48万円超の方のうち、令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額がいずれも0円の方



父 年金収入165万円、障害者のため非課税

- ✓ 所得税、住民税ともに課されない ⇒ 本人は定額減税の対象外
- ✓ 年金収入により合計所得48万超 ⇒ 子の定額減税においても扶養親族とならない



所得超過のため父を扶養できない

収入なし 非課税 子の配偶者



子 個人住民税所得割 課税者

- ✓ 所得税、住民税ともに課されない ⇒ 本人は定額減税の対象外
- ✓ 配偶者の定額減税において扶養親族等となる

- ✓ 定額減税の対象
2人（本人と配偶者）×（所得税 3万円＋住民税 1万円）＝ **8万円**

扶養できる

✓ 個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付[※]の対象外

⇒ 父 が不足額給付Ⅱの給付対象となる

※低所得世帯向け給付とは

- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
- ・令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付（10万円）

Ⅱに該当する方は必要書類をそろえて自分で申請する必要があります。

<必要書類>

- ・調整給付金（不足額給付分）申請書（健康福祉課窓口③にあり。必要事項を記入のこと）
- ・令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し
- ・事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し等
- ・本人（代理人）確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等）
- ・口座振込を希望する場合は、受取口座を確認できる書類（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できる部分）の写し

（令和6年中に当町へ転入された方のみ）

- ・令和6年度個人住民税納税通知書または課税証明書の写し
- ・住民票の写し
- ・世帯全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税課税証明書の写し